

市制施行20周年記念花火大会

総括

1. 市制施行20周年記念花火大会の概要.....	1
2. 花火大会中止から裁判・判決までの経緯.....	2
3. 花火訴訟判決概要	5
4. 判決に基づく市の問題点.....	7
5. 市の問題点に係る再発防止について.....	10
6. 結びに.....	12

1. 市制施行20周年記念花火大会の概要

1-1. 花火大会の概要 (平成28年8月10日開催の全体会議資料から抜粋)

■目的

印西市は、平成8年に市制施行が始まり、今年で20周年を迎える。

市ではこれを記念し、様々な記念行事が行われる予定である。

同花火大会もその一環として開催予定のものであり、夏のひと時を子どもから高齢者まで、多くの方々の良き思い出づくりを目的とする。

■開催

日時：平成28年8月27日(土) ※荒天時中止・順延無し。

式典開始は午後7時～。

打ち揚げ時間として、午後7時30分～8時30分を予定。

会場：打ち揚げ場所は茨城県利根町の利根川緑地公園を予定。

観覧場所として、対岸の利根川河川敷を予定。

最寄り駅はJR木下駅(会場まで徒歩20分弱)。

※共に15年前に利根町と合同で開催していた花火大会に似た場所。

■主催：印西市

■当日の主な流れ

正午：態度決定(中止時は関連機関に即時通知)

午後2時：会場を開放

午後3時30分：各駐車場を開放

午後4時：臨時バス運行開始(千葉NT中央駅・印西牧の原駅・印旛日本医大駅・松山下公園)

午後6時：県道4号線、交通規制開始

午後7時30分：花火打ち揚げ開始

午後8時30分：大会終了

午後9時：臨時バス運行再開

午後10時：県道4号及び木下駅北側県道、交通規制解除

■観覧：来賓席・招待席を除き、全席無料の自由席。

■来場者数予測：最大で8万人。

1-2. 花火大会までの経緯(主なもの)

平成28年2月29日 花火打揚業務委託プロポーザル(企画提案書提出期限)

平成28年3月25日 花火打揚業務委託契約締結

平成28年6月8日 花火大会開催における説明会(千葉県主催)

平成28年6月13日 花火大会に係る除草業務委託契約締結

平成28年7月21日 打揚場所除草のための現地確認

平成28年8月10日 花火大会全体会議

平成28年8月12日 除草業務状況現地確認

2. 花火大会中止から判決確定までの経緯

市制施行20周年を記念するための花火大会の成功に向けて、花火打揚業者及び市は、それぞれの立場で、ギリギリまで作業を行ったものの、定刻の19時30分を過ぎても打ち揚げの準備が整わず、市は20時10分に大会中止のアナウンスをした。

大会の主催者は市であり、大会の開催及び中止の決定は、市に責任がある。

定刻に打ち揚げ準備が整わなかった「原因」について、市と花火打揚業者双方の見解・認識に相違があり、代理人協議、裁判所の調停を経て訴訟に発展した。

花火大会の中止から判決確定までの経緯について、概要を以下に記す。

2-1. 大会中止から裁判・判決に至るまでの経緯（概要）

平成28年8月27日「印西市市制施行20周年記念花火大会」が当日正午の態度決定を経て開催したが、打ち揚げ定刻時刻の19時30分を過ぎても打ち揚げの準備が整わなかったため、20時10分に大会中止のアナウンスをした。

平成28年8月29日、中止に至る経緯や原因について、花火打揚業者から直接聴き取りをし、また9月1日には花火打揚業者からの報告書を受領したが、原因の断定には至らず、以降は市と花火打揚業者側、双方が代理人を立てて協議を行うこととなった。

花火打揚業者の見解としては、打揚業務が完遂されなかった原因は、「花火打揚場所とそこまでの搬入経路における除草とぬかるみの整地不足」という考えを示した。これに対し市は、事前及び当日に双方立ち合いのもと現地を確認しており、その際に花火打揚業者から除草不足や整地不足との指摘を受けていないことなどから、市の責任における打揚会場の準備に問題はなく、このほかに原因があるのではないかという見解で、委託料の支払いに応じなかった。

その後、双方の代理人による協議を進めていたが、協議が整わなかったことから、市は、民法第542条の規定による契約の解除を、平成29年2月8日に、花火打揚業者に文書で通知した。

平成29年10月17日、花火打揚業者が「委託料1500万円の支払い」について、佐倉簡易裁判所に調停の申し立てを行ったが、同年11月29日に調停不成立に終わった。

同日、花火打揚業者は、千葉地方裁判所佐倉支部に提訴し、訴状が市に郵送され、市の「応訴」という形で裁判が始まった。

平成30年1月と3月に口頭弁論が行われ、市は応訴における原告の主張に対する防御だけではなく、裁判の中で市が対等に主張する必要があるとの判断で、平成30年第一回市議会定例会において、「反訴」の議案を可決し、同年5月28日に市は反訴を提起した。

以降、応訴と反訴は、同一事件として併合審理され、双方の主張とそれに対する反論が書面及び証拠書類として裁判所に提出され、約4年間にわたって、口頭弁論が計9回、弁論準備手続が計9回行われた。

なお、令和3年2月2日の第8回口頭弁論では、花火打揚業者側が2名、市側が3名、計5名の証人尋問が行われ、証人尋問後に、裁判官より当日時点での「心証開示」と「和解勧試」が示された。

市は、裁判所からの和解勧試を受け、花火打揚業者と和解交渉に臨む方針を固め、その後、代理人を通じて花火打揚業者と和解交渉を行ったが、和解の合意には至らなかった。

また、令和3年4月23日の和解期日では、裁判官を通じての最終の和解交渉が行われたが、和解の合意には至らなかったため、双方が最終準備書面を裁判所に提出し、同年6月22日に結審した。

令和3年8月31日、裁判所より判決の言渡しがあり、14日間の控訴期間を経て、同年9月15日に判決が確定した。

2-2. 大会中止から裁判・判決に至るまでの経緯（年度毎の一覧）

【平成28年度】

平成28年8月27日	市制施行20周年記念花火大会当日
平成28年8月29日	花火打揚業者聴き取り
平成28年9月1日	花火打揚業者から報告書の受領
平成28年9月8日	市議会全員協議会に経緯説明
平成28年9月29日	市議会に調査特別委員会設置 →最終報告 H28. 12. 21
平成28年10月31日	代理人協議 →最終報告 H28. 11. 30
平成28年11月1日	花火打揚業者から業務完了報告書
平成29年2月8日	市から花火打揚業者へ通知 (※民法第542条による契約解除)
平成29年3月1日	市の広報（協議状況の報告）

【平成29年度】

平成29年4月10日	花火打揚業者代理人から市代理人へ反論 ※H29. 2. 8付け市からの通知に対する回答・反論
平成29年10月17日	花火打揚業者が佐倉簡裁に調停の申し立て →調停不成立 H29. 11. 29
平成29年11月29日	花火打揚業者が千葉地裁佐倉支部に提訴
平成30年1月16日	第1回口頭弁論
平成30年3月13日	第2回口頭弁論
平成30年3月20日	市議会で反訴議案の可決 →反訴を提起 H30. 5. 28

【平成 30 年度】

平成 30 年 5 月 8 日	第 3 回口頭弁論
平成 30 年 6 月 26 日	第 4 回口頭弁論
平成 30 年 8 月 7 日	第 5 回口頭弁論
平成 30 年 10 月 9 日	第 6 回口頭弁論
平成 30 年 11 月 27 日	第 7 回口頭弁論
平成 31 年 2 月 4 日	第 1 回弁論準備手続

【令和元年度】

平成 31 年 4 月 8 日	第 2 回弁論準備手続
令和 元年 6 月 12 日	第 3 回弁論準備手続
令和 元年 11 月 25 日	第 4 回弁論準備手続
令和 2 年 1 月 29 日	第 5 回弁論準備手続
令和 2 年 3 月 17 日	第 6 回弁論準備手続

【令和 2 年度】

令和 2 年 8 月 31 日	第 7 回弁論準備手続
令和 2 年 10 月 26 日	第 8 回弁論準備手続
令和 2 年 12 月 23 日	第 9 回弁論準備手続
令和 3 年 2 月 2 日	第 8 回口頭弁論（証人尋問）
令和 3 年 3 月 4 日	和解期日

【令和 3 年度】

令和 3 年 4 月 23 日	和解期日
令和 3 年 6 月 22 日	第 9 回口頭弁論（結審）
令和 3 年 8 月 31 日	判決言渡
令和 3 年 9 月 15 日	判決確定（控訴期間 14 日・双方控訴なし）

令和 3 年 9 月 22 日	市議会全員協議会に判決内容等について説明
令和 3 年 9 月 30 日	市議会で判決確定に伴う補正予算可決
令和 3 年 10 月 8 日	判決の金員の支払い完了

3. 花火訴訟判決概要

令和3年8月31日に裁判所より判決言渡しがあり、市は同日に原本を受領した。判決の概要について、抜粋し以下に記す。(原告は花火打揚業者、被告は印西市)

3-1. 判決の主文

- (1) 被告は、原告に対し、1200万円及びこれに対する平成29年12月15日から支払済みまでの年6分の割合による金員を支払え。
- (2) 原告のその余の本訴請求及び被告の反訴請求をいずれも棄却する。
- (3) 訴訟費用は、本訴反訴を通じてこれを100分し、その9を原告の、その余を被告の負担とする。

3-2. 事案の概要

本訴は、原告は、被告から平成28年8月27日開催の印西市市制施行20周年記念花火大会における花火の打揚業務を委託されたが、被告の本件契約上の除草・整地義務違反により、花火を打ち上げることができなかったとして、本件契約に係る契約書の別紙仕様書11項による委託料請求権又は債務不履行による損害賠償請求権に基づき、委託料1500万円及びこれに対する訴状送達の翌日である平成29年12月15日から支払済みまで、商事法定利率の年6分の割合による遅延損害金の支払いを求めた事案である。

反訴は、原告が、本件大会のプログラムを終了するためには同日午後7時50分までに花火の打揚準備を完了しなければならないところ、同時刻までに準備を完了しなかったとして、債務不履行による損害賠償請求権に基づき、大会の開催準備に要した費用等合計2023万4689円及び反訴状送達の翌日である平成30年6月5日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払いを求めた事案である。

3-3. 争点

- (1) 仕様書11項に基づく委託料の支払請求権の有無
- (2) 被告の除草・整地義務違反の有無
- (3) 被告の債務不履行と原告が当日午後7時50分までに打揚準備を完了することができなかったこととの因果関係の有無
- (4) 原告の損害額及び過失相殺
- (5) 原告の債務不履行の有無
- (6) 被告の損害額

仕様書11項の内容

11項 市が花火大会の中止を決定し、当日の午前7時00分までに受託事業者に連絡をした場合においては、市は、契約金額の総額の100%の範囲内で、実際に要した経費についてのみ支払い義務を負うものとする。中止の連絡が当日の午後0時00分以降の場合においては、契約金額の総額の100%の範囲内で、市は、受託事業者と協議して取り決めた金額を支払うものとする。

3-4. 裁判所の判断（概要）

前記 3-3. 争点の、(1)から(6)に対する裁判所の判断について、概要を以下に記す。

- (1) 仕様書 1 1 項は、天候不良や災害、事件事故等の契約当事者のいずれにも帰責性がない場合の中止の規定であると解するのが相当であり、本件大会が中止されたのは被告の責めに帰すべき事由によるものと認められ、仕様書 1 1 項が適用される場面ではないと認められるから、仕様書 1 1 項に基づく請求には理由がない。
- (2) 被告は、煙火消費場所の除草・整地義務を負っていたと認められる。被告は煙火消費場所の通常の除草は行ったが、煙火筒設置場所の根株の除去は行わず、整地は全く行わなかったのであるから、被告には除草・整地義務違反があると認められる。
- (3) 被告の債務不履行と原告が当日午後 7 時 5 0 分までに打揚準備を完了することができなかったこととの間には因果関係があると認められる。
- (4) 被告の債務不履行と相当因果関係のある損害は 1 5 0 0 万円と認められ、一方で、原告は打揚準備が大幅に遅延しているにもかかわらず、当日午後 6 時 1 6 分まで、何ら被告に報告したり、相談・協議を持ちかけたり、情報を共有したりしなかったのであるから、原告には信義則上の義務違反があると認められる。
原告の義務違反は副次的なものと認められるから、原告と被告の過失割合は、原告 2 対被告 8 と認めるのが相当である。
- (5) 原告が当日午後 7 時 5 0 分までに打揚準備を完了することができなかったのは、被告が本件契約上の除草・整地義務を果たさなかったことが原因であるから、原告に債務不履行があるとは認められない。
- (6) 原告に債務不履行があるとは認められないから、被告に生じた損害額について検討するまでもなく、原告の債務不履行を原因とする損害賠償請求には理由がない。

3-5. 判決に基づく金員の支払い

判決の確定に伴い、令和 3 年 9 月 30 日、令和 3 年第 3 回市議会定例会に、関連する補正予算議案を上程し、同日可決。

令和 3 年 10 月 8 日、支払いを命じられた 1200 万円及びこれに対する平成 29 年 12 月 15 日から支払済み（令和 3 年 10 月 8 日）までの年 6 分の割合による金員 274 万 5863 円を合わせ 1474 万 5863 円の支払いを完了した。

4. 判決に基づく市の問題点

4-1 判決で指摘されている事項

(1) 「除草・整地」作業に関する事項

- ① 花火打揚業者との契約書及び仕様書には、市が行う除草及び整地の具体的な程度や仕様については何ら記載がなく、当事者間で特段の協議もされていなかった。
- ② 除草の程度や仕様について、専門家である花火打揚業者でなければ判断することは不可能ということは認められない。同様の場所で花火大会を行っている他の地方公共団体等に照会するなどして事前に調査することは可能であった。
- ③ 利根町の花火大会の打揚場所は毎年同じ場所であり、もともと草があまり生えていない状態の土地であって、今回の印西市の打揚場所とは全く異なることから、利根町の調査のみでは事前調査として不十分であった。
- ④ 大会の何日前までに除草するかや刈高をどの程度にするか、煙火筒の設置方法が利根町のそれと同一かどうか等詳細な調査はしていないから、事前の調査を尽くしたとはいえない。
- ⑤ 除草に関して、煙火消費場所の通常の除草は行ったが、煙火筒設置場所の根株の除去は行わなかった。
- ⑥ 整地に関して、ぬかるみが生じている場所には、排水をしたり適当な養生をしたり鉄板を敷く等の対策を講じ、ぬかるみがないように整地しておく必要があったが、整地は全く行わなかった。
- ⑦ 市は、除草につき契約内容の具体化の必要性を認識しながら一度も花火打揚業者に確認せず、他の地方公共団体等に対する調査も十分に行わず、整地については安易に除草と同一と考えて何らの協議も調査もしなかった。

【上記から特筆する点】

- ①除草の程度や仕様の協議不足
- ②整地の確認不足並びにぬかるみ対策不足
- ③専門家でなければ判断できない等の責任放棄
- ④事前の調査不足

(2) 花火打揚業者との「情報の共有、連絡調整」に関する事項

- ① 市は除草・整地に関して市の責務と認識していたので、花火打揚業者に除草の程度や仕様について確認すべきであったのであり、市が確認する前に花火打揚業者が積極的に助言や説明をする旨黙示でもって合意されていたとは認められない。
- ② 花火打揚業者との連絡過程において、証言や陳述書等から花火打揚業者が根株の除去を含め除草の結果につき特段の指摘をしたとは認められないが、だからといって花火打揚業者が市の行った除草が場所提供目的達成に必要なかつ相当である旨黙示に説明したとは認められない。
- ③ 市と花火打揚業者は、花火打揚業務に関する本契約の当事者であり、契約の履行のために相互に協力し合うべき関係であった。

【上記から特筆する点】

- ①市の責務として除草の程度や仕様について確認不足
- ②黙示認識の誤認
- ③協力体制の不備

(3) 「作業工程管理」に関する事項

- ① 市は大会の「主催者」であったのであるから、作業工程表どおりに準備が進行しているか花火打揚業者に随時確認し、花火打揚業者からの相談・協議や情報提供がなくても自ら問題点を把握し、それを解消するのは市の義務であった。
- ② 市は、打揚準備は前日から行われているのに前日は花火打揚業者に対し全く何の問い合わせも確認もせず、当日午前10時頃、担当職員が花火打揚業者に大会の開催の可否について電話で確認したのみで、作業工程表どおりに進行しているか、準備作業に問題は生じていないか等を確認せず、花火打揚業者に大会当日の午後6時16分に連絡するまで、準備作業が遅延していることを明確に認識しなかったことからすれば、市の工程管理の懈怠は著しいものというべきである。

【上記から特筆する点】

- ①主催者として問題把握のための確認不足
- ②工程管理の著しい懈怠

4-2 問題点の整理

(1) 花火大会の準備及び大会当日における問題点

裁判では、「花火打揚準備が定刻までに完了することができなかったのは、市が除草・整地義務を果たさなかったことによるものなのか」ということが一番の争点となり、判決が示された。

花火打揚業務については「市と花火打揚業者」、除草については「市と草刈業者」の間で、それぞれ業務委託契約を締結しており、整地については業務委託を予定しておらず、除草と同一と認識していた。

前記 4-1 判決で指摘されている事項は、まさに『業務委託における問題』と捉え、以下に改めて整理する。

【業務委託の事前準備】

- ① 事前の調査不足（先進自治体等の十分な調査・研究）
- ② 作業工程における不明瞭な責任分担

【業務委託の期間中】

- ① 業者との協議不足（契約書及び仕様書で不明瞭な点等）
- ② 作業工程管理の不備（作業状況の確認、作業記録の作成等）
- ③ 危機管理意識の欠如（信義則と黙示認識の誤認）

(2) 花火大会中止後の問題点

花火大会中止後、「花火大会中止。中止理由は調査中」等の一部報道を受け、多くのメディアに連日取り上げられ、市民及び報道への情報提供のあり方が問題となった。

また、花火打揚業務委託料の支払いをめぐり、代理人協議や調停においても協議が整わず、訴訟にまで発展したことは、大いに反省しなければならない問題である。

当時、花火が打ち揚がらなかった原因が業者側にあるという認識があったにせよ、冷静に状況証拠を整理し、業者側と協議を進め、話し合いによる解決に努めるべきであった。

【花火大会中止後の問題点】

- ① 市民及び報道機関への情報提供の不備
- ② 協議による解決に向けた努力の欠如

5. 市の問題点に係る再発防止について

5-1. 業務委託における再発防止

(1) 業務委託契約の事前準備

①事前の十分な調査

専門知識を有しない場合の業務委託においては、事前の調査を十分に行い、作業の具体的な内容を想定した上で、契約書及び仕様書を作成し、作業工程に不足がないよう担当部署内において内容を十分精査することを徹底する。

また、プロポーザルによる業者選定においても、先進地などへの事前調査を十分に行い、事業者の提案内容を十分精査することを徹底する。

②作業工程における明確な責任分担

作業工程における発注者（市）と受注者（事業者）の責任分担を明確にし、契約締結後に作業分担に疑義が生ずることがないように徹底する。

なお、市の発注者としての責任は、これとは別に業務全体に渡って、道義的な責任も生じることを十分に認識する。

(2) 業務委託期間中の対応

①業者との十分な協議

契約締結後において、作業内容や作業スケジュールの事前確認など、事業者との十分な協議を行い、その後も事業者任せきりにするのではなく、作業の進捗状況などを適切に把握し、双方の認識が同一となるよう、情報共有を徹底する。

また、複数の業務委託が密接に関連する場合は、市が主体となり関係事業者間での意見交換ができる場を設定するなど、関連作業の確認と責任の分岐点を明確にするよう、十分な協議を行う。

②作業工程の適切な管理（作業状況の確認、作業記録の作成等）

作業工程の進捗状況を適切に管理するため、現地確認や写真等の記録などにより作業状況を確認し自ら問題を把握すると共に、定期的な協議の場を設定し、その協議記録簿などを作成し保管する。

③危機管理意識の保持（信義則と黙示認識）

委託している業務については、特に事業者から報告が無い場合、作業が順調に進捗していると黙示認識しがちであるが、管理監督職員は常に危機管理意識を持ち、定期的または随時、関係職員相互に委託業務の進捗確認を行う。

また、作業の遅れや予期せぬ事象を覚知した場合は、市及び事業者の双方において、即時に報告・相談し、速やかに目的を達成するための対応策を協議することができる体制を、予め確保することを徹底する。

5-2. 突発的な事象への対応

(1) 市民及び報道機関への情報提供

広報体制については、平成 28 年 9 月に庁内各課長宛て文書「危機発生時の報道対応について」を通知し、事件・事故等の発生時における初動や報道機関からの取材について適切に対応するよう徹底を図った。

また、平成 28 年 10 月には、「危機管理広報マニュアル」を策定し、管理職全員を対象に研修を行うと共に、全職員に周知し、現在に至っている。

「危機管理広報マニュアル」

市が関わる事業等の実施における事件・事故・不祥事等及び市内における災害等が発生した場合、市が取り組む危機対策の一環として行うべき広報（情報発信）、特に報道（マスコミ）対応について基本的な事項を示し、適切な広報による被害の拡大防止、二次的被害の防止、市民の不安感の解消などを図り、市民生活の安全・安心の確保、市政の信用・信頼の確保を目的としたもの。

(2) 協議による解決に向けた努力

突発的な事象が発生した場合には、正確な事実認識のための情報収集と当事者間での協議を速やかに行い、法的責任や道義的責任を踏まえ、冷静かつ客観性をもって、最善の策を講じる。

5-3. 再発防止の対応策

上記を踏まえ、早急に管理職に対し研修会を実施する。

また、委託業務における契約書・仕様書等の改善を検討すると共に、業務委託マニュアルを作成し、業務委託における発注者としての心構えを全職員の意識の中に浸透させる。

再発防止対応策

①職員研修

（判決の指摘事項を踏まえた委託業務の発注者としての心構えの醸成）

②委託契約書・仕様書等の改善

③業務委託マニュアルの作成

6. 結びに

印西市市制施行20周年記念花火大会は、平成28年8月27日を開催日として、利根川河川敷というロケーションを活かし、周辺の住民の皆さまをはじめ、近隣自治体、警察、消防などの関係機関にご協力をいただくとともに、多くの方々からのご寄付により、実現できることとなった事業です。

一年以上前から様々な準備に取り組み、大会の前日からは、打揚場所での花火の準備、大会当日の正午には、天候や準備の状況などから大会の開催を決定し、交通規制やニュータウン地区からの送迎バスの運行、観覧会場の整理などを行い、多くの皆様さまを会場にお迎えしました。

しかし、前述のとおり、花火を打ち揚げることはできず、訴訟へと発展し、判決が確定しました。

花火が打ち揚がらずに、ご迷惑をおかけしたこと、また、その後の対応において混乱を招いたことについて、市民の皆さま並びに関係者の皆さまに、深くお詫びを申し上げます。

市としましては、この度の裁判の結果を重く受け止め、ここに市制施行20周年記念花火大会を総括し、判決で指摘された事項を真摯に反省すると共に、二度とこのようなことを繰り返すことのないよう、これを教訓として、職員全員が一丸となって、さらなる市民福祉の向上に努めてまいります。

令和3年10月